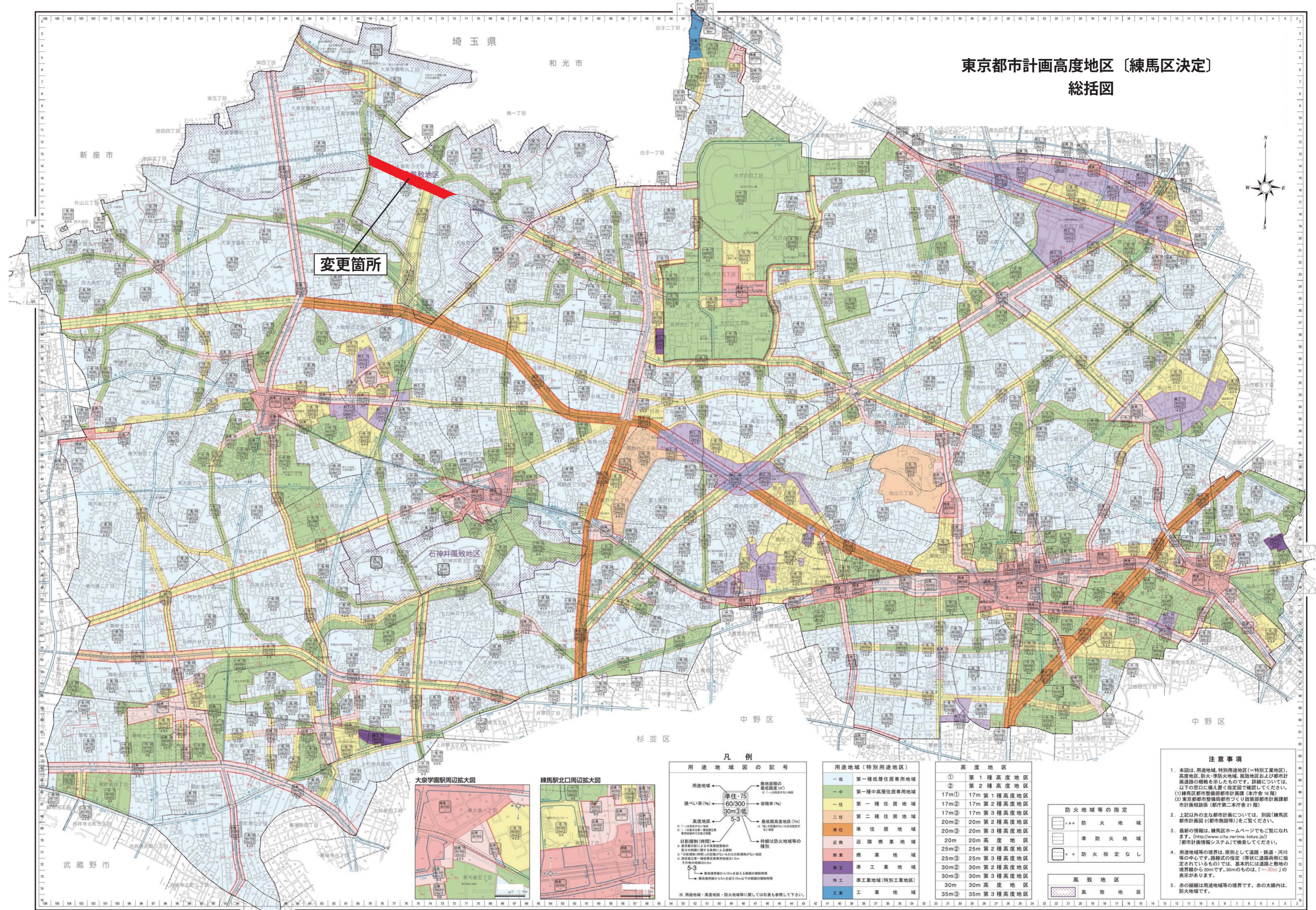
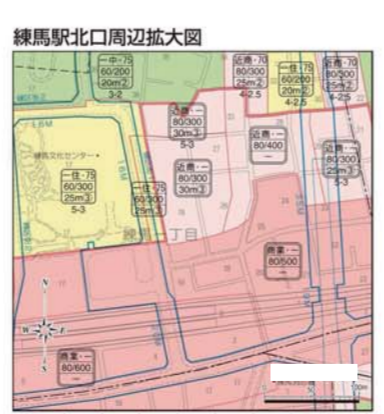


# 東京都市計画高度地区（練馬区決定） 総括図



変更箇所



**凡例**

用途地域 記号

用途地域 (記号)

建ぺい率 (%)

容積率 (%)

高度地区

日影規制 (時間)

※ 用途地域・高度地区・防火地域等については右も参照して下さい。

**用途地域 (特別用途地区)**

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

**高度地区**

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

**防火地域等の指定**

■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

**風致地区**

■	風致地区
---	------

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区（特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指定図で確認ください。  
(1) 練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎16階）  
(2) 東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係（都庁第二本庁舎21階）
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2（都市施設等）」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。（<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>）「都市計画情報システム」で検索してください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。路幅式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。